

東久留米市工事成績評定結果活用要領

(目的)

第1 この要領は、東久留米市工事成績評定要綱（平成27年東久留米市訓令乙第65号）に基づく工事成績評定結果の活用に関することについて定め、東久留米市が発注する工事（以下「発注工事」という。）の品質の確保と向上を図ることを目的とする。

(評定)

第2 この要領において、工事成績評定に基づく評定区分は、別表のとおりとする。

(優秀工事の公表)

第3 総務部管財課長（以下「管財課長」という。）は、別表で定める評定区分の評定Aの評価を受けた発注工事について、当該発注工事の件名及び受注者名を、優秀な工事を施行したのものとして東久留米市の公式ホームページに公表するものとする。

2 前項の規定による公表期間は、公表した日の翌月の初日から60月とする。

3 第1項の規定に基づき公表の対象となった受注者が、東久留米市競争入札参加有資格者指名停止措置基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けた場合又は他の発注工事において評定D又はEの評価を受けた場合は、公表しない。既に公表している場合は公表を取り消すものとする。

(改善計画書の提出)

第4 管財課長は、評定D又はEの評価を受けた発注工事の受注者に対して、工事主管課長をして書面又は口頭で注意し、改善計画書の提出を求めるものとする。

2 前項の規定に基づき改善計画書の提出を求めた場合は、その提出がなされるまでの期間、他の発注工事の競争入札に参加させないことができる。

(不良工事に対する措置)

第5 評定Dの評価を受けた発注工事の受注者が、当該工事の完了日から起算して12月の間に他の発注工事で評定Dの評価を受けた場合又は第4に定める改善計画書を提出しない場合は、指名停止の措置を講ずることができる。

2 評定Eの評価を受けた発注工事の受注者について、指名停止の措置を講ずるものとする。

3 評定Eの評価を受けた発注工事の受注者が、当該発注工事の完了日から起算して36月の間に他の発注工事で評定D又はEの評価を受けた場合は、指名停止基準に定める通常の停止期間に加算した期間を定め、指名停止の措置を講ずることができる。評定Dの評価を受けた発注工事の受注者が、当該発注工事の完了日から起算して36月の間に他の発注工事で評定Eの評価を受けた場合も同様とする。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

評定区分	総合評定点（100点満点）	評定の内容
A	80点以上	優秀な工事
B	70点以上80点未満	良好な工事
C	60点以上70点未満	標準的な工事
D	50点以上60点未満	一部改善を要する工事
E	50点未満	全般的に改善を要する工事